

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【全体】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
さつま町	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ さつま町に転入する際や、町内間で転居・建替を行う方が住宅を建設・購入・する場合、最高170万円＋子育て加算の補助金を給付します。                  下記(1)、(2)のいずれかの条件に当てはまり、(3)、(4)の条件を満たす方が対象となります。                  (1)さつま町に定住することを目的として、住宅の建設や購入を行う場合。                  (2)さつま町内間で転居(建替)し、住宅の建設や購入を行う場合。                  (3)居住地域の自治公民会へ加入すること。                  (4)町税等の滞納がないこと。                  ※対象条件については、担当窓口へお尋ねください。                  問合せ先 さつま町役場 企業誘致対策室 企業誘致係 (電話)0996-53-1111</p>
さつま町	住宅	移住体験ハウス「さつま体験宿」	<p>いなか暮らしを検討している方を対象とした、移住体験ハウスを提供いたします。                  移住体験ハウス「さつま体験宿」は、町の中心部に位置し、生活用具を完備する自炊施設です。                  利用は1泊から最大30泊まで利用することができ、同時に2室提供することが可能です。                  【利用料】                  1泊～5泊 1泊あたり2,000円                  5泊～15泊 1泊あたり1,000円                  16泊～30泊 1泊あたり500円                  家具、家電あり。Free Wi-Fi完備。周辺にはスーパー、コンビニ、飲食店もあるため、移住後の生活をイメージしやすい場所に位置しています。</p>
さつま町	住宅	空き家情報バンク制度	<p>★ さつま町にある空き家の所有者と賃貸・売買を希望する者のマッチングを図り、空き家の利活用を図る制度です。                  (空き家の管理については、所有者が自ら行う「直接型」と、町内不動産事業者が仲介を行う「間接型」の2種類があります)                  ・空き家の賃貸及び売買を希望する方は、空き家利用希望登録申込書の提出が必要です。                  ・賃借・売買希望者は、契約成立後、さつま町に住民登録を行い、地域の自治会(公民会)への加入が必要となります。</p>
さつま町	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。                  (時吉地区広瀬地区田原地区のうち農業集落排水施設整備区域は補助対象外となります。)                  &lt;補助額&gt;                  5人槽 332,000円                  7人槽 414,000円                  10人槽 548,000円</p>
さつま町	就農・漁	新規就農者補助金	<p>★ さつま町で就農される方などに対し、毎月5万円を1年間支給します。                  さつま町で農業を主な職業としながら生計の中心として位置づけて年間200日以上農業者として就農される方で次の要件に該当する場合。                  (1)新規参入者・・・18～55歳未満の町内非農家又は町外出身者等で本町に定住し、就農する者。                  (2)後継者・・・親から独立して新たな作物の経営を開始する者。                  ※補助金の額・・・毎月5万円を1年間(12ヶ月)支給する</p>
さつま町	起業	商工業新規参入者支援補助金制度	<p>★ さつま町で新たに商工業を開業される方に対し、月額5万円を1年間支給します。                  1)就業計画書に基づき就業する新規参入者であること。                  (2)認定申請時までに年齢が55歳未満であること。                  (3)商工会員で町内に住所及び事業所(町外資本企業及びフランチャイズチェーン店(共同仕入等は除く。))は除く。)を有する者であること。                  (4)税務署に開業届を提出した者であること。                  (5)就業者の誓約がありかつ次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。                  ア 両親                  イ 町内在住者                  ウ 町長が認める町外在住者                  (6)他の優遇措置を受けていないこと。</p>
さつま町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした事業です。                  ・えいしん児童クラブ(盈進小学校内)                  平日:午後2時から午後6時まで 休日・長期休業日:午前8時から午後6時まで                  1日あたり平日:300円、休日・長期休業中:600円                  ・こすもす少年クラブ(錦光保育園内)                  平日:午後2時から午後6時30分まで                  休日・長期休業日:午前7時30分から午後6時30分まで                  月額:2,500円(長期休業中:月額3,000円)                  ・恵光学童クラブ(旧中津川幼稚園)                  平日:午後1時から午後5時30分まで                  休日・長期休業日:午前8時から午後5時30分まで                  月額:2,500円(長期休業中:月額6,000円)                  ・永野学童クラブ(旧永野幼稚園)                  平日:午後1時から午後5時30分まで                  休日・長期休業日:午前9時から午後5時まで                  月額:1,000円</p>
さつま町	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ さつま町に居住する中学3年生までの子どもに対し、医療費の自己負担額を助成します。                  子ども医療費助成制度の対象となるのは、次の条件がすべてそろっている子どもの保護者です。                  ・さつま町内に住所のある中学3年生(中学校の教育課程を修了するまで)までの子ども                  ・健康保険加入者                  ・生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成金等、他の医療費扶助を受けていない子ども                  ※所得制限はありません</p>